



市立三次中央病院

薬剤師に係る奨学金返済支援助成金のご案内

I.対象者

奨学金（日本学生支援機構など当院が認めたもの）の貸与を受けている薬剤師で、当院採用日以降、奨学金の返済義務がある方。



II.内容

(1) 毎月の奨学金返済額と同額（千円未満切捨）を毎月交付します。

交付額は

毎月 5 万円

を上限とします。

(2) 交付期間は、交付対象奨学金の返済が終了する月又は交付総額が

上限 480 万円 に達する月までです。

(3) 複数の奨学金の貸与を受けている場合は、合算して助成金を交付します。

(4) 奨学金の返済中に当院を退職された場合、その時点で助成金の交付は終了します。

その場合、それまでに交付された助成金の返還義務はありません。

お問合せ先

市立三次中央病院 病院企画課

TEL:0824-65-0101

市立三次中央病院ホームページ→

